

### 最低賃金改正

県内で、次の業務に従事している労働者に適用される「最低賃金」が、次のように改正されています。事業主は、下記の最低賃金額以上の賃金を支払わなければなりません。

#### 機械・金属製品等製造業、自動車整備業

▶ 1日……3,037円(時間給の労働者については1時間380円)

▶ 洋食器・刃物・手道具・金物類製造業、または金属ハウスウェア製造業にかかるとする者

1日……2,960円(時間給の労働者については1時間370円)

#### 繊維産業

▶ 1日……2,630円(時間給の労働者については1時間329円)

▶ 糸繰り、糸始末、清掃その他これに準ずる軽易な業務、メリヤス製品縫製業又は衣服、その他の繊維製品製造業に従事する者

1日……2,559円(時間給の労働者については1時間320円)

□ わからないことや詳しいことは新潟労働基準局へ

**昭和55年度  
労働保険料の申告と  
納付は4/1～5/1まで  
お早目に**

## 春季火災 予防運動

4月1日～4月7日



昨年一年間で一千八百人にもおよぶ尊い人命と一千三百億円の財産がむなしく灰になっています。

春先はカラカラ天気にも風も強く、いわば火災シーズンの本番ともいえる「危険な季節」です。出火原因で最も多いのがたばこの不始末で連続十八年間トツプの座を占めています。

喫煙は、朝起きてから夜寝るまで、しかも時と場所を選びません。「たばこ」という「火元」

これくらゐの思ひ  
油断を火がなす

は喫煙者とともに移動し、生活のあらゆる場所へ一歩まちがえば出火の原因になる危険性を秘めています。

たばこは、火源としては小さいが、燃焼温度は七〇〇度～八〇〇度です。私たちの身の回りには、この温度以下で着火する可燃物がたくさんあります。

たばこを吸う方は、いま一度正しい喫煙管理の実行を心がけてください。

村内交通事故状況  
( )は2月分

	件数	死者	傷者
55年	1 (0)	0 (0)	1 (0)
54年	28	0	30
53年	31	3	32

### 人口のうごき

3月1日現在  
( )内は前月比

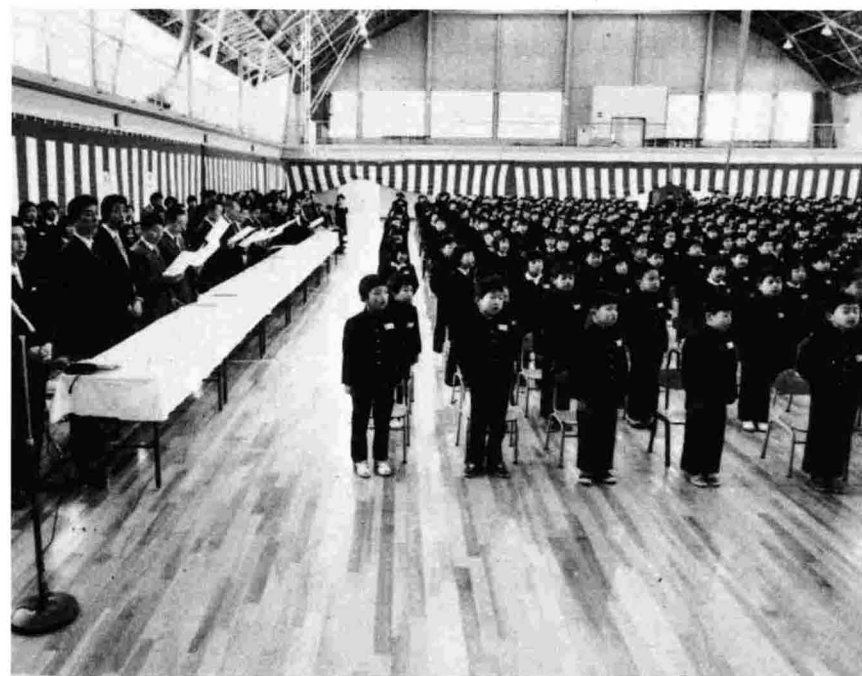
人口	11,246人 (+16)
男	5,525人 (+4)
女	5,721人 (+12)
世帯	2,228戸 (+2)

# 広報 なかのしま

3月号 南蒲原郡中之島村役場

編集と発行 中之島村役場企画課  
〒954-01 ☎02586(6)2002

## できたぞ！校旗と校歌



3月1日  
中之島中央小学校校歌  
校旗記念式典

昭和53年4月、統合して以来校歌も校旗もなくさみしい思いをして去った卒業生たちも、ようやく今年に心のよりどころとなる校歌ができて卒業式にまにあいました。

作詞は、新大名誉教授の押見虎三氏、作曲は新大教授の上田昭氏、また、できあがった校歌を中之島の長坂吉和先生が筆を執られました。

当日は、作曲者の指導のもとに全校生が生まれたばかりの校歌を元気よくうたいました。

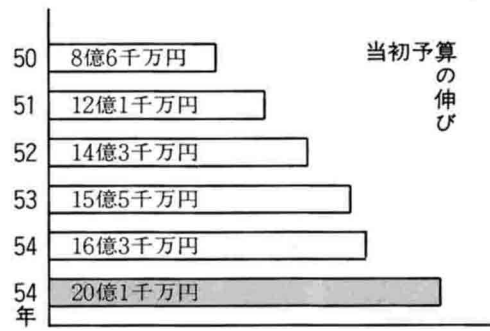
二、

中之島中央小学校校歌

Allegro 元気よく

苦く国に友と希き心濁に滔り実のま伝友夢の峯鎮越山  
難をよ望清り々りこ統よはのの  
に興にらに流な豊たと創ふ歌のみ  
耐たす映はにそるか求るとく声み広遠  
えとえまににめとら山野の  
て遅る師しぬ信蒼てたむこの  
しと濃空ら濃空らいさなわがの島  
進す校と励く校舎

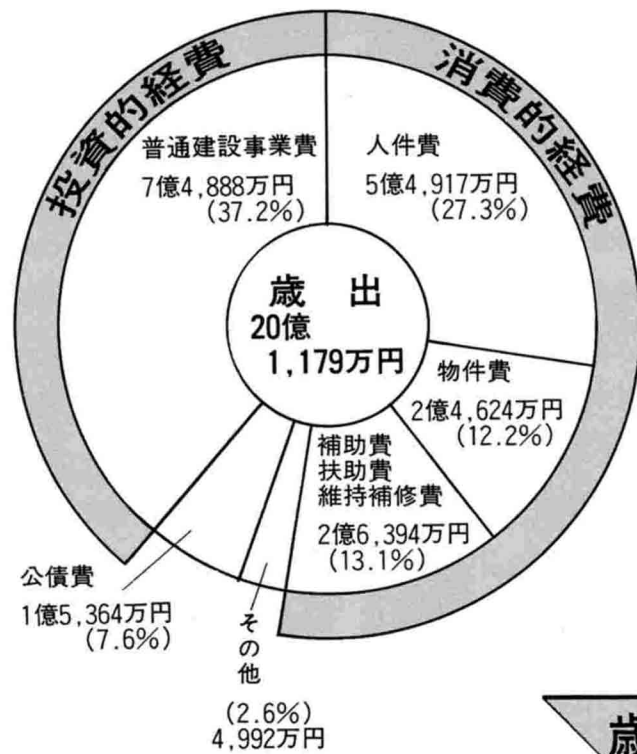
昭三二  
作詞 作曲



### ■予算の規模

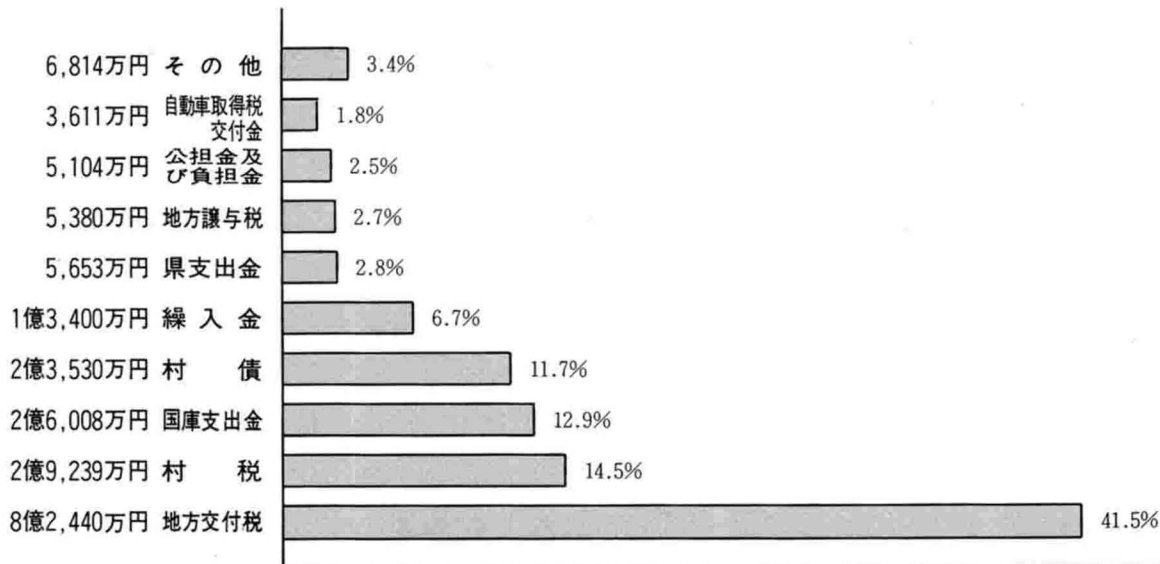
一般会計当初予算の推移を表したグラフを見ていただきますと、前年に比べて伸び率は二十二・九パーセントとなり、前年度の伸び率五・二パーセントに比べ顕著な増勢を示しました。

その主なる原因は、学校建設事業費が大幅に増額したことによるもので、これらの関係予算を両年度共除外した場合の対前年比は六・二パーセントの伸び率にとどまり、前年度に引きつづき抑制型予算となりました。



### 歳入を目的別にみると

総額20億1,179万円



一般会計二十億一千百七十九万円という昭和五十五年度一般会計予算案がまとまりました。

この予算案について、三月十日から議会で審議が行われています。その方針と中身について審議中の予算案についてみましょう。

### 新年度予算案 編成方針

地方交付税と村債に依存する割合の大きい本村にとりましては、ひきつづき厳しい財政状況の下で、新年度の行財政の執行に当り、行財政全般について徹底した節減合理化を行う抑制的基調の下で、健全財政を確保し、財源の重点的配分と経費の効率化に徹し、節度ある財政運営を行うことを基本といたします。

### 住民生活優先の 4つの重点施策

- ①教育施設の整備充実
- ②住みよい生活環境の整備
- ③産業の振興
- ④行政事務の合理化

### 55年度予算案 伸び率でみると

会計種別	55年度予算	54年度比較
■一般会計	20億1,179万円	22.9%増
■国保特別会計	4億3,436万円	3.0%減

### 一般会計予算案の 性質を 数字でみると

経費種別	55年度予算	構成比
■投資的経費の割合	7億4,888万円	37.2%
■消費的経費の割合	10億5,935万円	52.6%



# 四つの重点対策の 内容

- I 教育施設の整備充実
  - ① 信条小学校校舎の建設。
  - ② スクールバス一台を更新。
  - ③ 地区公民分館の整備充実。
- II 住みよい生活環境の整備
  - ① 生活関連道路の整備(改良二十二路線、舗装十八路線)。
  - ② 地方道改修事業および都市計画事業。
  - ③ 押切駅前地区の猿橋川大三橋の整備。
  - ④ タンクトラック一台を更新。
  - ⑤ 除雪車の借上料。
  - ⑥ 大口部落の見附市上水道への加入。
  - ⑦ 下水路の改良工事。
  - ⑧ 母子家庭の医療費の助成。
  - ⑨ 交通安全対策。
  - ⑩ 消防施設の整備。
- III 産業の振興
  - ① 水田転作モデル集団設定事業。
  - ② 地域農政特別対策事業。
  - ③ 農村総合整備事業。
  - ④ 商工業の振興。
- VI 行政事務の合理化
  - ① 住民情報管理方式

## 財政の背景と その問題点

政府は、財政機能の回復に努めることを昭和五十五年度の経済運営の基本的な方針としております。

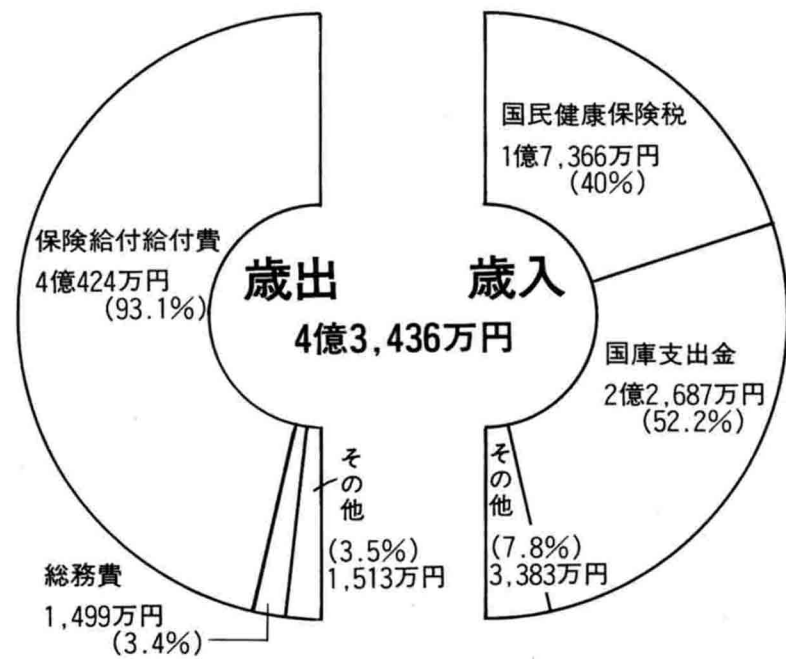
「財政再建元年」と位置づけ、行政改革を推進し、財政の公債依存体質の改善をはかり、経費の節減合理化に努めることを内政の主要課題に掲げた昭和五十五年度の国の一般会計予算の規模は異例の超緊縮型予算となっております。

このような中で本村も、その主な財源である村税については、税法の改正並びに前年度の実績見込額などを充分勘案し、前年度当初計上額の五・五パーセント増を計上しました。歳入の大半を占める地方交付税のうち普通交付税につきましては、前年度実績の五パーセント増を見込みました。

保育料に当ります分担金及び負担金につきましては、毎年国の基準が引き上げられており、前年度に比べ六パーセントの伸び率にとり、福祉行政の後退とならないよう充分配慮しました。国・県支出金につきましては、前年度に比較して二十七・七パーセント増を計上いたしました。これは学校建設費に係るものです。村債につきましては、前年度に比較して六十五・七パーセントの増加を示し、構成費で十一・七パーセントとなり、起債に当っては今後とも慎重に配慮してまいります。

## 国保特別会計

予算総額4億3,436万円



いつまでも健康でありたい……みんなが願っていることです。

みなさんの医療に対する意識は高まり、その成果もはっきり現われてきています。毎年15%前後の著しい増高を示した医療費も53年を堺に鈍化傾向を示し、対前年比では53年は4.3%の増となり、また54年は5.5%増にとどまる見込みです。

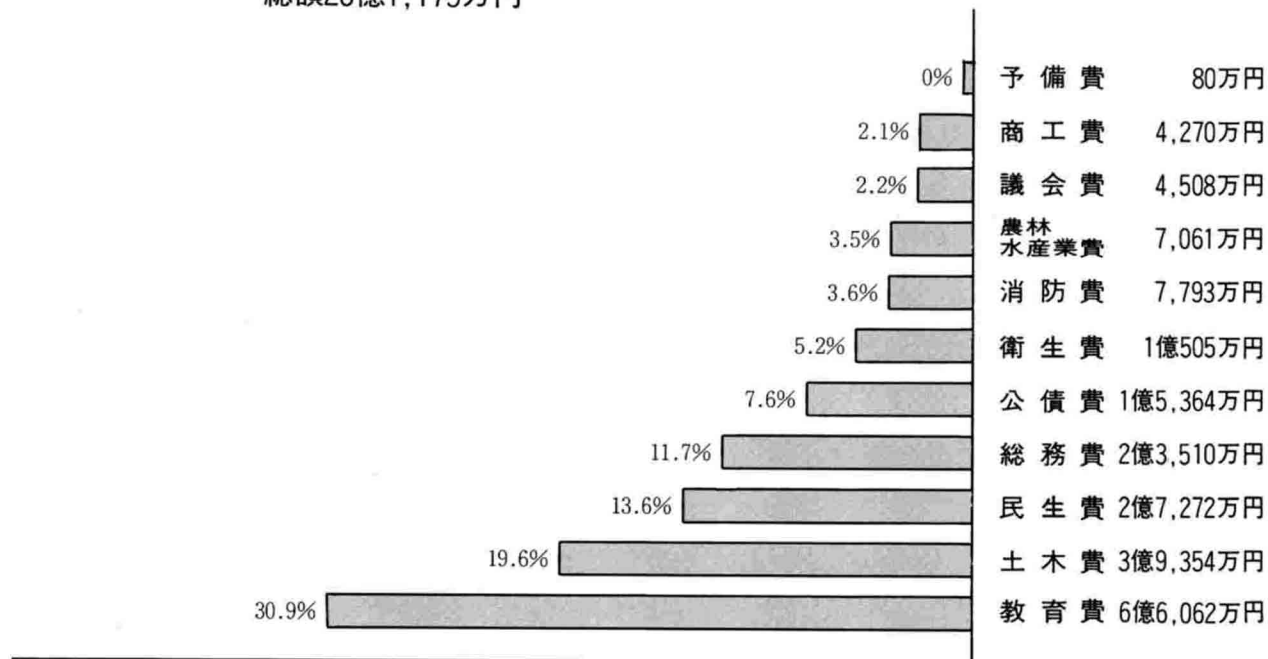
この実態は、全国的な傾向となっており、とりわけ本村においては、各種検診業務に意をそそぎ、疾病の早期発見・早期治療の意識の高揚によるものと思われる。

昭和55年度の予算規模を4億3,436万円といたしました。その結果前年度にくらべ3%の減少率となりました。

保険税を減額するなかで、健全な財政運営を堅持し、被保険者の医療の確保と健康管理について充分その機能が発揮されるよう努力します。

## 歳出を目的別にみると

総額20億1,179万円



## 三三解説 歳入

村税——村という公共団体がその行政に要する一般経費を賄うために、住民などから徴収する課徴金である。

この中には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ消費税、電気税、ガス税、特別土地保有税などがあります。

地方譲与税——自動車重量譲与税および地方道路譲与税などがあり、国が国税として徴収し、一定の基準によって地方公共団体に譲与されるお金です。

自動車取得税交付金——都道府県の目的税として徴収され、道路の延長、面積に対して市町村に交付されるお金です。

地方交付税——地方税の収入は地域により著しく異っており、この地域間の財源を調整するため国税三税(所得税・法人税・酒税)の一定割合を地方に配分されるお金です。

交通安全対策特別交付金——交通事情に対処するため、地方公共団体が必要な道路交通安全施設を急速に設置することができるようにとりに交付されるお金です。

分担金および負担金——分担金

が、地方公共団体が特定の事業に要する経費にあてるため、利益を受けるものに対して、賦課徴収されるお金です。

当村の場合保育料が主です。使用料および手数料——地方公共団体が特定人のためならんかの受益を与えることによる全部または一部を特定人に負担させるお金です。

主なものは、戸籍などの交付手数料です。国庫支出金——国庫支出金はその目的ないし性格により負担金、補助金および委託金の三つに分類され、なんらかの必要性に基づき、国または他の地方公共団体から当該事務にかかる財源の全部または一部として交付されるお金です。

財産収入——地方公共団体の財産を貸したり、売ったりしたことをよって生ずる現金収入です。寄付金——地方公共団体以外の者から譲り受けるお金です。

繰入金——一般会計、特別会計および基金などとの間において、相互に資金運用としての繰入金を計上するものです。繰越金——地方公共団体の決算上の剰余金である。

諸収入——地方債のほか前記の性質上の区分によるお金です。地方債(村債)——道路・学校などの公共的の事業を行う場合、長期の借入資金(借金)です。

# 越後路は 人も車もゆずりあい

## 県民の努力できずこう

### 交通安全県

県では、第二次交通安全計画の最終年度にあたる昭和五十五年の交通死亡事故抑止目標を二〇〇人以下に設定し、県民の理解と協力を得て交通事故防止活動を推進するものです。

#### ●年間の重点対策

- 一、運転者対策の推進
  - (1) 安全運転の徹底。
  - (2) 飲酒運転など悪質違反の抑止。
  - (3) シートベルト・ヘルメットの着用推進。
- 二、交通弱者の事故防止
  - (1) 子供、老人、身障者に対する安全教育の推進と保護。
  - (2) 自転車利用者に対する安全教育の推進と指導。
- 三、交通環境の整備
  - (1) 事故多発路線及び交差点における交通安全施設の点検整備。

#### ●運動の推進

- 一、重点運動と実施期間
  - (1) 春の全国交通安全運動。



- 4月6日～4月15日 (2) 夏の交通事故防止運動 7月21日～8月20日
- (3) 秋の全国交通安全運動 9月21日～9月30日
- (4) 冬の交通事故防止運動 12月11日～1月10日
- (5) 交通安全県宣言記念県民総ぐるみ運動 8月1日
- (6) 交通安全家庭の日 毎月10日。

### 春の

## 全国交通安全運動

この運動は、広く県民に交通安全思想を普及徹底し、正しい交通ルールの実践を習慣づけることにより、交通事故防止の徹底を図ることを目的として実施されるものです。

### 実施期間

4月6日～4月15日 (10日間)

### 運動の重点

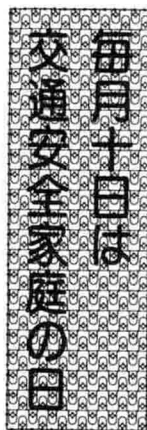
- (1) 歩行者、特に新入学(園)児童の事故防止。
- (2) 自転車利用者の事故防止。
- (3) 安全運転管理の充実と安全運転の確保。
- (4) 悪質危険運転の防止。

以上の四点を重点として実施いたします。特に、期間中は交通指導員等による街頭指導の強化につとめていきます。

## 自転車を

### 正しく乗ろう

春の訪れとともに、本格的な行楽シーズンの開幕です。レジャーに体力づくりに、はたまたちよつとした外出の「足」にと、婦人層や子供に人気をよんでいるのが、「自転車」です。自動車のように免許証があるわけでもなし、練習すればだれでも乗れる便利な乗り物ですが、心配なのは交通事故です。合図なしに急に道路に飛び出したり、斜め横断やUターンなど、自転車の交通ルール違反が原因での死傷事故が目立っています。一人一人が、正しい自転車の乗り方を身につけましょう。



## わが家の交通安全

家族みんなの交通安全の担い手は、何んといつてもお母さんです。お子さんに、おとしよりに、そして車を運転するお父さんに……それぞれの立場に応じた適切な指導や注意をふだんから家族団らんの中で与えることを忘れないでください。そのためにはまずお母さん自身の勉強が必要です。家族の安全と家庭の幸福を守るためにがんばりましょう。

## 国民年金

### 特例納付は6月30日まで

国民年金の特例納付は、国民年金に当然加入していなければならなかったのに加入していなかったり、保険料を長い間掛け忘れていたために、将来、老齢年金を受けられない人について、滞納している保険料を掛ければ年金権を獲得する最後のチャンスです。

特例納付で年金権を復活させた人が、保険料が一カ月四、〇〇〇円と負担が大きく、その資金の都合がつかなくて……と思案されている方は、県では世帯更生資金と県費貸付金の二つの資金を合わせて、一人五〇万円まで借りられる貸付制度があります。

#### ■貸付け対象者

無年金者に該当する人で特例希望される方は早目に申込みましょう。

## 無憂苑斉場の

### 使用申込みについて

四月一日から経費の節減と業務の合理化を図るため、三町村で構成している与板郷消防事務組合と無憂苑斉場組合が統合して「与板郷消防、斉場事務組合」として発足いたします。

つきましては、斉場、霊柩車の使用申込みは、四月一日から直接、与板郷消防署へ電話で申込みください。(深夜でも結構です) TEL(〇五七二)二五七二

なお、斉場はつぎのことを守ってください。

- ◆お棺の中には、ドライアイス、副葬品などを入れないでください。

## あなたの愛犬は つないでありますか

最近、犬の放し飼いが目立ちます。特に、春先の人へのかみつきなどが最も多く危険な時期です。絶対に放し飼いはしないでください。

### 犬の登録と 狂犬病予防注射日程

- 四月二十一日 十時～十時三十分 中条新田大字事務所
- 四月二十一日 十一時～十一時三十分 末宝公会堂
- 一時～二時 役場前
- 手数料 三、三〇〇円
- 手数料 認印持参
- ※放し飼犬、野犬でお困りの方は保健衛生課へ。

### ゴミ収集について

三月二十日より約一カ月間、ゴミ焼却場の修理を行いますので、この期間中のゴミは燃えるゴミだけ栃尾市に委託します。

なお、燃えないゴミ類は絶対に混入させないでください。

## 汲取料金が18と65円に

四月一日からし尿汲取料金が十八リットル六五円になります。諸物価の値上りにより、止むを得ず値上げになりますので、ご理解とご協力をお願いします。また、三月中の汲取りは混雑しますので早目に申込みください。

## 確定申告が

### 間違っていたとき

四月一日からし尿汲取料金が十八リットル六五円になります。諸物価の値上りにより、止むを得ず値上げになりますので、ご理解とご協力をお願いします。また、三月中の汲取りは混雑しますので早目に申込みください。



所得税の確定申告も終り、ほつと一息という方に一言、申告した内容をもう一度見直してください。所得金額や税額の計算を間違えたために、納めた税金が少なかったり、戻った税金が多過ぎたりして、更正の請求ができる期間は、申告期限から一年間ですが、早く手続きをしておけば、税金も早く戻ります。なお、詳しくは、税務署・事務相談室にお尋ねください。